

# 日本法科学技術学会倫理審査委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、日本法科学技術学会(以下「本会」という。)会員が行うヒトゲノム研究及びヒトを対象とする医学的研究等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (倫理審査委員会の設置等)

第2条 研究の適否等について、倫理的観点とともに科学的観点を含めて調査審議するため、日本法科学技術学会倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び副委員長をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長は本会の理事の中から理事長が指名する。

(2) 副委員長は本会の会員の中から2名を理事長が指名する。

3 委員長及び副委員長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 交代時期は、その年度の学術集会終了日とする。

5 委員長及び副委員長に欠員が生じたときは、補充することができる。任期は残任期間とする。

6 委員会には、次の各号に掲げる委員会を設置する。

(1) ヒトゲノム研究の適否等について、倫理的観点とともに科学的観点を含めて調査審議するため、ヒトゲノム研究倫理審査委員会(以下「ヒトゲノム研究倫理委員会」という。)を設置する。

(2) ヒトを対象とする医学的研究等の適否等について、倫理的観点とともに科学的観点を含めて調査審議するため、ヒト対象医学的研究等倫理審査委員会(以下「医学的研究等倫理委員会」という。)を設置する。

7 委員長は、委員長代理を指名することができる。

(1) 委員長代理は、委員会、ヒトゲノム研究倫理委員会又は医学的研究等倫理委員会の構成員の中から指名する。

(2) 委員長代理は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

8 ヒトゲノム研究倫理委員会について、日本法科学技術学会ヒトゲノム研究倫理審査委員会規程及び運用要領を定める。

9 医学的研究等倫理委員会について、日本法科学技術学会ヒト対象医学的研究等倫理審査委員会規程及び運用要領を定める。

10 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

## (調査審議)

第3条 研究の適否等についての調査審議は、申請に基づきヒトゲノム研究倫理委員会及び医学的研究等倫理委員会において実施するが、両委員会合同審議等においては、その必要性の判断を含め、調査審議の形態は申請された研究内容を考慮して、委員会が定める。

2 ヒトゲノム研究倫理委員会及び医学的研究等倫理委員会合同審議の場合は、委員会の委

員長が両委員会の委員等を招集し、議事を主催する。

第4条 委員長又はヒトゲノム研究倫理委員会及び医学的研究等倫理委員会の委員等が、第3条の調査審議に係る研究に直接関与している場合は、当該の調査審議又は裁決に参加できない。

(補則)

第5条 この規程の運用に関し必要な事項は、委員長が定める。

第6条 本規程は、理事会の承認を経て改定できる。

附則

1 この規程は、令和5年12月10日から施行する。

(平成17年2月1日改正(名称変更))

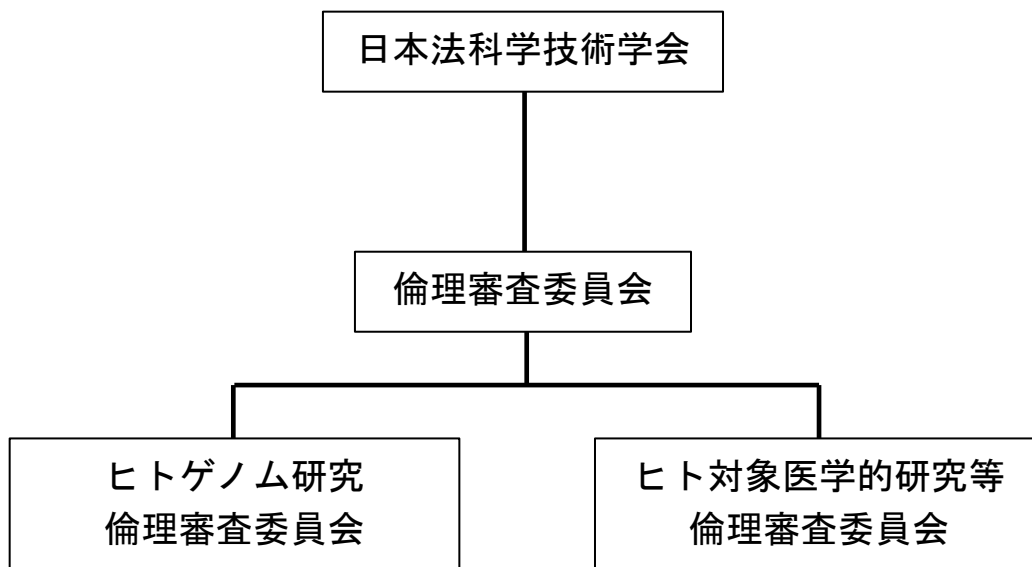
(平成22年7月1日改正)

(平成24年4月1日改正)

(平成29年6月30日改正)

(平成29年11月8日改正)

(令和5年12月10日改正)



日本法科学技術学会倫理審査委員会組織図